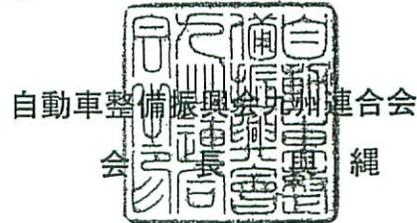


整九連 第18-39号

平成18年10月26日

(社) 日本自動車整備振興会連合会

会 長 坪 内 協 致 殿



要 望 書

謹啓 時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から当会の運営についてご指導を賜り感謝申し上げます。

さて、整備業界における当面の課題のなかから、下記のとおり要望事項を取りまとめましたので、事情ご推察のうえ特段のご配慮をお願い致します。

記

1 検査標章の様式見直しについて

検査標章の表示については、有効期間の満了する時期を車両外部から判別することを目的に規定され、取締りの利便性のみならず、整備事業者が定期点検整備時期を判断する手段としての役割も果たしてきたところです。

こうしたなか、平成16年から検査標章の様式が変更され、サイズが小型化されるとともに色分けが廃止されました。このため車両外部から有効期間を判別することが困難になっており、様式見直しの要望についてご検討をお願い致します。

2 車検整備PRチラシに関する指導について

整備事業者が作成する車検整備PRチラシについては、日整連作成のマニュアルに基づき指導等に取り組んでいるところです。

しかしながら、全国展開している一部事業者にとっては、地方整振での指導には限界があることから、これら事業者への効果的な指導についてご検討をお願い致します。

日整連第18-315号
平成18年12月1日

自動車整備振興会九州連合会
会長 興 縄 董 殿

社団法人 日本自動車整備振興会連合会
会長 坪内 協 致

貴連合会からの要望に対する回答について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、整九連第18-39号（平成18年10月26日付）により、貴連合会から提出のありました要望につきましては、次のとおり回答致します。

1. 検査標章の様式見直しについて

既に当会でも同主旨の要望を口頭で行っております。また、今後、国土交通省においても様式について検討するやに聞き及んでおります。

なお、当会では様式変更が行われるとしても、早くて次回（3～4年後）の国土交通省の自動車登録検査業務電子情報処理システム（MOTAS）のシステム更新時になるものと予測しております。

2. 車検整備PRチラシに関する指導について

当会ではご指摘の事業者の作成した車検整備PRチラシを公正取引委員会・経済取引局・取引部に持参し、景表法に抵触する可能性の有無を質しましたが、「直ちに法律違反になるものではない」旨の回答がありましたことから、現時点で特段の措置をとることは予定しておりません。

また、当会では、当該事業者が整備振興会会員であることから、所属する整備振興会に対し、今後、当該事業者が車検整備PRチラシを作成する際には、先般当会が公取委の指導を受けて作成した「車検整備PRチラシ等作成時の留意事項」（マニュアル）に基づき作成するよう指導することをお願いしました。

以上